

令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、老朽化による倒壊等の保安上の危険を引き起こすおそれのある空家等の解体を促進することを目的として、空家等の解体及び撤去に係る費用の一部に対し、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に定める空家等をいい、「特定空家等」とは、同条第2項に定める特定空家等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特定空家等として市長が認めたもの（法第14条第2項の規定に基づく勧告を受けたものを除く。）
- (2) 個人が所有するもの（2人以上の個人が共有しているものを含む。）
- (3) 所有権以外の権利が設定されている場合には、当該権利を設定した者から解体及び撤去について同意を得ているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、登記事項証明書又は固定資産税家屋補充課税台帳に補助対象空家等の所有者として記録されている者、当該所有者の相続人その他補助対象空家等を管理するに相当すると市長が認める者であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 十和田市が賦課する市・県民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動

車税及び国民健康保険税（以下「市税」という。）を滞納していないこと

(2) 主たる生計維持者の令和2年中の所得金額が532万円以下である世帯に属する者であること

(3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家等の全部を解体し、及び撤去する工事

(2) 市内に本店又は支店等を有する事業者であって、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業又は解体工事業の許可を受けたものを行う工事

(3) 補助対象者が工事請負契約を締結する工事

(4) 他の補助制度による補助金の交付又は公共事業等による補償の対象とならない工事

(5) 補助金の交付の決定後に着手し、令和4年3月25日までに完了する工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象工事の工事費

(2) 補助対象工事に係る廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 補助対象空家等に存する動産の収集運搬費及び処分費

(4) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる作業等に係る経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の実施前に令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード、運転免許証その他申請者本人であることを確認するに足りる書類の写し
- (2) 登記事項証明書その他補助対象空家等の所有者を確認するに足りる書類
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 補助対象工事に係る見積書及び内訳書
- (6) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 申請者が属する世帯全員分の住民票
- (8) 申請者が属する世帯全員の令和2年中の所得を確認するに足りる書類
- (9) 暴力団の排除等に関する誓約書(様式第2号)
- (10) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合にあつては、当該権利を設定した者が当該補助対象空家等の解体及び撤去について同意したことを証する書類
- (11) 以下に掲げるいずれかに該当する場合にあつては、紛争等に関する誓約書(様式第3号)
 - ア 補助対象空家等が2人以上の個人による共有である場合
 - イ 申請者が第4条に規定する相続人であつて、補助対象空家等の相続人が2人以上ある場合
- (12) 第4条に規定する相続人が申請する場合にあつては、相続関係を証する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(中止の承認)

第11条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をした場合は、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金中止承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事が完了した日から30日を経過した日又は令和4年3月25日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付額確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

(交付請求)

第15条 交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、令和3年度十和田市空家等解体撤去費補助金返還命令書(様式第13号)によりその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助対象工事に係る関係書類を、補助対象工事が完了し

た年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。